

入 札 心 得 書

第1条 入札参加者は、入札関係書類、現場および契約内容を十分検討のうえ、入札をしなければならない。

第2条 入札書は所定の様式（入札参加決定業者に対して別途配布）により作成して提出しなければならない。

2. 入札参加者が代理人をして入札させる場合は、所定の様式（入札参加決定業者に対して別途配布）により作成した委任状を提出しなければならない。

3. 入札参加者又はその代理人は、他の入札参加者の代理をすることが出来ない。

4. 入札書には、入札参加者又はその代理人が記名押印し、契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む額）の108分の100に相当する金額、件名、年月日及び宛名を記入しなければならない。

5. 一旦提出した入札書は、開札の前後を問わず、これの引換え、変更又は取り消しをすることができない。

6. 次のいずれか一つに該当する場合、その入札を無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を提出しない代理人のした入札

③ 定められた様式以外の様式の入札書による入札

④ 記名押印を欠く入札書による入札

⑤ 金額を訂正した入札書による入札

⑥ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

⑦ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者による入札

⑧ 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札、又は2人以上の入札参加者の代理人をした者の入札

⑨ 金額、件名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札

7. 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8. 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

9. 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10. 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

第3条 入札参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが出来る。

2. 入札参加する者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。入札執行前であつては、入札辞退届（入札参加決定業者に対

して別途配布)の様式を、法人に直接持参、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る)して行う。

3. 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。

第4条 開札は、入札書を提出した後、直ちに、その場で行う。

第5条 入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内で最低価格の者を落札者とする。

ただし、その価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の108の100に相当する価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2. 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額とする。

3. 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

第6条 開札した場合において、各人の入札のうち、予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなう。再度入札の回数は原則として2回以内とする。

第7条 請負契約書(以下「契約書」という)は、社会福祉法人 福栄会(以下「福栄会」という)指定のものを使用する。

2. 請負契約の期間とは入札件名の記載された契約書の期間とする(手直し工事、検査、検品を含む、完全引渡しまでの期間)

3. 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から原則として10日以内に、これを契約担当に提出しなければならない。期限内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

4. 落札と決定した入札が、第2条6の⑦に該当することが、落札決定後に判明した場合は、その落札決定を取り消し、又は契約を解除するものとする。

5. 代金の支払いは契約履行後、契約者の請求後、翌月20日に支払う。前払金等は、原則として行わない。

第8条 入札保証金は免除する。

2. 落札者は、契約書の提出日までに契約保険金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

① 銀行、福栄会が確実と認める金融機関又は前払金保証事業会社の保証

② 公共工事履行保証証券等による保証

③ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

第9条 入札参加者は、入札後、この心得書、入札関係書類、契約内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第10条 この心得書各条の解釈および明記のない事項についてはすべて当法人の指示によるものとする。

入札参加希望票

社会福祉法人 社会福祉法人 福栄会 殿

平成 年 月 日

社名			
所在地			
代表者			
担当者	部署 職氏名 電話番号 FAX番号		
希望する工事	件名 社会福祉法人 福栄会 (仮称) グループホーム金子山建築工事		
	希望理由・自社のアピール等		
建設業の許可番号 有効期限 種類			
東京都における等級格付	業種 建築	等級	順位
東京都内での 過去5年間における 元請での受注最高額	官公庁	民間	
	千円	千円	

添付資料：直近の会社の経営状況がわかるもの（決算書等）

会社の役員構成・氏名がわかるもの

過去10年間（平成19年1月～）の木造の同等程度の実績が証明できる契約書

（写し）、監理技師者資格証（表面・裏面）の写し

(別紙) 入札参加希望票に添付する書類

質 問 票

質問事項	回答
1. 資本金	
2. 会社の従業員数	
3. 都における過去3年間の 工事实績 (件名、金額等)	
4. 民間における過去3年間の 工事实績 (件名、金額等)	
5. 過去10年間の木造の同規模程度の 工事实績 (平成19年1月～)	
6. 貴会社の専業は何ですか。 他にどのような業種を都に登録して いますか。	
7. 現在どのような工事を実施して いますか。 その工事に監理技術者は何人従事 させていますか。	
8. 監理技術者数 (残数)	

※この文書は、入札参加希望票と同時に提出して下さい。

入札決定通知書を送付後の各入札参加決定業者から、法人への質問票は、別途様式にて配布いたします。